

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則（教育庁特別支援教育課）	43
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	43
○土地改良法による道営換地計画の決定（2件）.....（農業施設管理課）	43
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	44
道立中央水産試験場告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	44
道立釧路水産試験場告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	44
規 則	
学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 平成19年12月25日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第118号	
学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則 学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（平成19年北海道条例第67号）の施行期日は、平成19年12月26日とする。	
告 示	
北海道告示第803号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（深川第2地区農業用水再編対策〔地域用水機能増進型〕）事業の土地改良事業変更計画を定めた。	

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成19年12月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第804号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、新篠津村中篠津中地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成19年12月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第805号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、岩見沢市栄地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成19年12月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服

がある者は、同法89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第806号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

道立中央水産試験場告示

北海道立中央水産試験場告示第8号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年12月25日

北海道立中央水産試験場長 宇 藤 均

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
試験調査船おやしお丸上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成19年12月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 檜崎造船株式会社
(2) 住 所 室蘭市築地町135番地
- 4 落札金額
39,900,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年10月26日付け北海道立中央水産試験場告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道立中央水産試験場総務部総務課
- (2) 所在地 余市郡余市町浜中町238番地

道立釧路水産試験場告示

北海道立釧路水産試験場告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年12月25日

北海道立釧路水産試験場長 北 口 孝 郎

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
試験調査船北辰丸上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成19年12月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 釧路重工工業株式会社
(2) 住 所 釧路市知人町1番5号
- 4 落札金額
40,845,000円
- 5 競争の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年10月26日付け北海道立釧路水産試験場告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立釧路水産試験場企画総務部
(2) 所在地 釧路市浜町2番6号

正 誤

○平成19年10月26日（第1919号）

北海道告示第685号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
55	右	30
誤	主伐に係る立木の伐採	
正	立木の伐採	